

豊橋市北部学校給食センター  
長期包括委託事業

基本協定書（案）

令和5年12月18日

豊橋市

豊橋市北部学校給食センター  
長期包括委託事業に関する基本協定書（案）

豊橋市北部学校給食センター長期包括委託事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者（以下「甲」という。）と●●グループ（以下「乙」といい、そのうち（構成員）欄に記名押印せる者を「構成員」といい、（協力企業）欄に記名押印せる者を「協力企業」といい、構成員のうち（代表企業）欄に記名押印せる者を「代表企業」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

なお、本基本協定において使用されている用語は、本基本協定において別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解される場合を除き、本事業の入札手続に係る入札説明書又はその添付書類である要求水準書に定義された意味を有するものとする。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、乙の設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）についての基本事項とともに、甲が事業予定者に対して豊橋市北部学校給食センター（以下「本件施設」という。）の運営及び維持管理を行わせる長期包括委託とこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

（甲及び乙の義務）

第2条 甲及び乙は、甲と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 乙は、事業契約締結のための協議にあたっては、本事業の入札手

続に係る評価委員会及び甲の要望事項を尊重する。

(事業予定者の設立)

第3条 乙は、本基本協定締結後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）に定める株式会社である取締役会設置会社、かつ、株券不発行会社として、本事業に係る業務の実施のみを目的とし、決算期を3月末日として事業予定者を豊橋市内に設立し、その商業登記履歴事項全部証明書の原本、印鑑証明書の原本、株主名簿の原本証明付写し及び現行定款の原本証明付写しを甲に提出する。

2 全ての構成員は、必ず事業予定者に出資するものとし、代表企業は、事業予定者の株主中で最大の出資比率となるように出資するものとする。また、本事業の終了に至るまで、構成員が保有する議決権の合計割合は、100パーセントとなるように維持されるものとし、構成員以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により資本参加をさせないものとする。

3 事業予定者の株式は譲渡制限株式の1種類とし、構成員は、事業予定者の定款に会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定するものとし、これを甲の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないものとする。

4 乙は、本事業の終了に至るまで、事業予定者に関し、次のとおり、本事業の入札手続において行った提案事項（配当制限、内部留保、監査手続を含むが、これらに限られない。）を遵守して事業予定者を運営するものとする。

(※ 以下の例示の定めのように、提案事項を定める。)

<例示>

- (1) 配当を行わず、内部留保に引き当てる。
- (2) 公認会計士又は監査法人による監査を実施する。

- (3) 本事業の終了後●年を経過するまで残余財産の分配を行わない。
- (4) その他乙が本事業の入札手続において行った提案事項による運営を行う等。

5 乙は、事業予定者の本店所在地が変更される場合、事業予定者をして、甲に対し、事前に書面で通知させるものとする。ただし、構成員は、事業予定者をして、事業予定者の本店所在地を豊橋市外に移転させないものとし、かかる本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しないものとする。

6 乙は、甲の請求に従い、構成員をして、その保有する事業予定者の株式に対し、甲の事業契約に基づく履行請求権を被担保債務として、甲との間で甲が別途定める様式及び内容で株式質権設定契約書を締結させ、その定めに従って甲のために第一順位の株式質権を設定させ、対抗要件を具備させるものとする。

(株式の譲渡等)

第4条 乙は、本事業が終了するときまで、本基本協定の定めに従う場合を除き、事業予定者又は構成員が、次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を甲に対して書面により通知させ、その承諾を得た上で、これを行わせるものとする。

- (1) その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し、又はその他これらに類する処分をすること。
- (2) 事業予定者の新株又は新株予約権の発行その他の方法で構成員以外の第三者による事業予定者への資本参加を決定すること。
- (3) 構成員以外の第三者による出資を認めることとなるか又は代表企業の出資比率が事業予定者の出資者中最大とならなくなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資を決定すること。

2 前項の定めるところに従って甲の承諾を得て前項各号所定のいずれかの行為を行った場合、乙は、当該行為を行った構成員又は事業

予定者をして、当該行為に係る第三者との間の契約書、変更後の定款の写しその他甲が必要とする書面の写しを、その行為後速やかに、当該第三者作成に係る甲所定の書式の誓約書を添えて甲に対して提出するものとする。

(業務の委託、請負)

第5条 乙は、事業予定者をして、維持管理に係る業務を\_\_\_\_\_に、運営に係る業務を\_\_\_\_\_に、その他の業務を\_\_\_\_\_に、それぞれ委託させるものとする。

2 乙は、本基本協定締結後速やかに、前項に定める各業務を委託する者と事業予定者との間で、当該各業務に関する業務委託契約又はこれらに代わる覚書等を締結させるものとし、締結後速やかに、その契約書等の写しその他各業務を委託したことを証する書面を甲に提出しなければならない。

3 第1項により事業予定者から業務の委託を受けた者は、自ら、かつ、当該業務の下請負若しくは受託をさせた者（以下「下請事業者等」という。）をして、委託を受けた業務を誠実に行わなければならない。暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）から委託を受けた業務の適正な履行の妨害又は不当若しくは違法な要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出るものとし、自ら、かつ、下請事業者等をして、甲及び管轄の警察署と協力して、委託を受けた業務の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

4 甲は、乙のいずれかが前項に違反した場合は、指名停止措置要綱

の定めるところにより、指名停止の措置を講じることがある。下請事業者等が報告を怠った場合も同様とする。

- 5 甲は、本件施設の運営・維持管理において現に使用されている特定の部品、薬品その他製品（以下「特定部品」という。）について本事業の遂行のために乙又は事業予定者が特に必要とする情報（以下「特定部品情報」という。）を甲が可能な範囲で提供し、乙又は事業予定者が本事業の遂行のために特に必要とする特定部品の調達に関して事業予定者及び乙を支援する。

（事業契約）

第6条 乙は、事業予定者をして、事業契約を、令和6年8月を目処として、甲との間で締結させるものとする。

- 2 乙は、事業契約締結後も、本事業の遂行のために甲に協力するものとする。

- 3 乙は、構成員をして、甲と事業予定者との事業契約の締結と同時に、別紙1の様式による出資者保証書を作成させて甲に提出するものとする。

- 4 事業契約の締結前に第8条第1項各号所定の事由が生じた場合には、甲は事業契約を締結しないことができる。

- 5 甲は、事業予定者がその責めに帰すべき事由により事業契約を締結しない場合には、その事由の発生した日から年2.5パーセントの割合による利息を付して、甲が指定する期限までに、乙に対し、事業予定者が事業契約締結と同時に納付すべき単年度契約金額（事業契約第8条に定義された意味を有する。以下同じ。）の100分の10（前項の規定に基づく場合には、100分の20）に相当する金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額の合計金額を違約金として請求することができる。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、この場合において甲が被った損害のうち、当該違約

金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

6 前項に基づく乙の違約金及び損害賠償の支払債務は連帯債務とする。

(準備行為)

第7条 事業契約締結前であっても、乙は本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

2 前項の協力の結果は、事業契約締結後、事業予定者が速やかに引き継ぐものとする。

(解除、違約金等)

第8条 次の各号の事由が生じた場合、事業契約の締結又は解除の有無を問わず、甲は、本基本協定を解除することができるものとし、このため乙又は事業予定者に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

(1) 本事業の入札に関し、次のいずれかに該当したとき

ア 乙のいずれかが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に

基づく排除措置命令（これらの命令が乙のいずれか又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為があったとされた期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ 乙のいずれかの役員又は使用人の刑法（明治40年法律第45号。以下「刑法」という。）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

オ 乙のいずれかの役員又は使用人について、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(2) 乙のいずれかが次のいずれかに該当するとき。

ア 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の



責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

イ 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

エ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 次のいずれかの場合に該当するときは、その該当した日から年2.5パーセントの割合による利息を付して、甲は、甲が指定する期限までに、乙に対して連帯して、これによって生じた損害(違約金により回復されないものに限る。)の賠償を請求することができ、また、乙は、違約金として、単年度契約金額の100分の10(前項第1号に該当する場合には、100分の20)に相当する金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額の合計金額を甲が指定する期限

までに連帯して支払わなければならない。

- (1) 前項の規定により本基本協定が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者が本基本協定を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙のいずれかについて破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙のいずれかについて更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙のいずれかについて再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 甲が本基本協定を解除しない場合でも、第1項第1号に該当するときは、その該当した日から年2.5パーセントの割合による利息を付して、乙は、賠償金として、単年度契約金額の100分の20に相当する金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額の合計金額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。事業予定者が事業契約を締結した後も同様とする。ただし、甲が本基本協定の性質上賠償金を請求することが適当でないとする場合は、この限りでない。

5 前項の規定の適用があるにもかかわらず、甲は、甲の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超えることにより損害がてん補されない場合においては、乙に対しその実際の損害がてん補されない金額超過分につき賠償を請求することができる。

6 前各項の適用がある場合において乙が単独企業でないときは、乙

は、違約金、賠償金等の金員を連帯して甲に支払わなければならない。

7 前各項の定めるところに従って甲が乙に対して違約金、賠償金等の金員を請求できる場合において、当該金員に相当する金額の支払いを第6条第5項及び第6項又は事業契約に基づき乙又は事業予定者から甲が受けたときは、甲は乙に対し、当該金員を重ねて請求できないものとする。

(事業契約の不調)

第9条 事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合には、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第6条第5項及び第8条の規定による金額の請求を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(秘密保持等)

第10条 甲及び乙は、特定部品情報に関して第5条第5項の定めに従うほか、本基本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報（特定部品情報を含むが、これに限られない。）を秘密として保持して責任をもって管理し、本基本協定の履行又は本件施設の運営・維持管理若しくは本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 甲及び乙が本基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障をきたす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 事業予定者に開示する場合

(5) 甲と乙につき守秘義務契約を締結した第三者に開示する場合

(6) 本件施設の運営又は維持管理において必要がある場合（本件施設の保全や維持管理のためのみならず、改良を要する場合を含む。）

4 甲は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他甲の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 乙は、本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、甲の定める諸規定を遵守するものとする。

（管轄裁判所）

第11条 甲及び乙は、本基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

(誠実協議)

第12条 本基本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本基本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結日から本事業の終了日までとする。

2 前項の定めにかかわらず、事業契約が締結に至らなかった場合には、事業契約の締結不調が確定した日をもって本基本協定は終了するものとする。ただし、本基本協定の終了後も、第9条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(遅延利息利率等の変更)

第14条 第6条、第8条その他本基本協定に定める履行遅延による遅延利息の率並びに損害金、違約金又は賠償金の利息の率は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率に改正があった場合、その適用日から財務大臣が決定した率に読み替えるものとする。

(以下余白)

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙が各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲）

愛知県豊橋市今橋町1番地

豊橋市長

（乙） \_\_\_\_\_グループ

（代表企業／構成員）

印

（構成員）

印

（構成員）

印

(構成員)

印

(協力企業)

印

(協力企業)

印

## 別紙 1 出資者保証書の様式（第 6 条関係）

令和[ ]年[ ]月[ ]日

豊橋市御中

### 出 資 者 保 証 書

発注者及び[ ]特別目的会社（以下「事業者」という。）間で令和[ ]年[ ]月[ ]日付で締結された豊橋市北部学校給食センター長期包括委託事業（以下「本事業」という。）事業契約（以下「本契約」という。）に関して、落札者である[ ]（以下「株主」という。）／グループの事業者に出資を行った[ ]社、[ ]社、[ ]社、[ ]社及び[ ]社（以下「株主」と総称する。）は、本日付けをもって、豊橋市（以下「発注者」という。）に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。なお、特に明示のない限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有します。

#### 記

- 1 事業者が、令和[ ]年[ ]月[ ]日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社である取締役会設置会社、かつ、株券不発行会社として、本事業に係る業務の実施のみを目的とし、決算期を 3 月末日として適法に設立され、かつ、本日現在有効に存在すること。
- 2 本日現在、事業者の発行済株式総数は、[ ]株であり、その全てを株主が保有しており、その内訳は、[ ]株は[ ]社、[ ]株は



[ ]社、[ ]株は[ ]社、[ ]株は[ ]社、[ ]株は[ ]社である  
／ていること。

3 次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を発注者に対して書面により通知し、その承諾を得た上で、これを行うものとし、かつ、発注者の承諾を得て当該行為を行った場合には、当該行為に係る契約書等の写しを、当該行為後速やかに、当該第三者作成に係る発注者所定の書式の誓約書、変更後の定款の写しその他発注者が必要とする書面を添えて発注者に対して提出すること。

(1) 事業者の株式の株主以外の第三者に対する譲渡、担保権設定又はその他の処分

(2) 新株又は新株予約権の発行その他の方法での株主以外の第三者による事業者への資本参加の決定

(3) 株主以外の第三者による出資を認めることとなるか、又は代表企業の出資比率が事業者の出資者中最大とならなくなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資

4 前項に規定する手続による場合を除き、株主は、本事業が終了するときまで、事業者の株式を取得時の保有割合を維持して保有するものとし、発注者以外の第三者のために譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。

5 出資者は、事業者を、本契約で別に定める場合を除き、本契約に基づく事業者の責任が消滅するまで解散しないこと。ただし、発注者が事前に承諾した場合又は発注者が承諾した第三者が、本契約に基づく事業者の責任を引き受けた場合については、この限りではない。

以 上

[ ]社  
代表者[ ]